

魅力的な職場づくりステップアップ支援事業費補助金 申請要領

I 概要

1 目的

本補助金は、県内企業が実施する働きやすい魅力的な職場環境づくりに要する経費の一部を補助することにより、県内企業の人材確保・定着に向けた取組を促進することを目的とします。

2 補助率等

- (1) 補助率 補助対象経費の2分の1 ※1,000円未満の端数切り捨て
 - (2) 補助限度額 30万円
- ※補助金の利用は、1社当たり1回を限度とする。

3 補助対象者

次の(1)から(5)を全て満たす事業者となります。

- (1) 県内に本社（主たる事業所）を有する中小企業等であること。
- (2) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係していないこと。
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業主であること。
- (5) その他、本補助事業の趣旨・目的に照らして適当でないと認められる者でないこと。

4 補助対象経費

働きやすい魅力的な職場づくりを促進するための取組を実施するために必要な経費

○社内規程の作成・変更に必要な次の経費

- ・専門家への謝金
- ・外部委託料 等

○社内制度の導入・労務管理に必要な研修にかかる次の経費

- ・専門家への謝金・宿泊費・旅費
- ・研修参加費（受講料、旅費、宿泊費）
- ・外部委託料 等

○外部専門家によるコンサルティング経費 等

○労務管理用ソフトウェア導入に関する次の経費

- ・ソフトウェアの購入・更新に伴う経費（設定作業費を含む） 等

※次に掲げる経費は補助対象外とする

- ・交付決定日より前に契約等を実施したもの
- ・金融機関等への振込手数料
- ・消費税及び地方消費税

5 実施期間

交付決定の日から令和7年2月28日まで

Ⅱ 申請から支給までの流れ

提出する書類や支給の手順などについては、次のとおりです。

1 提出書類の準備

以下のとおり、書類をご準備ください。

- 魅力的な職場づくりステップアップ支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 収支予算書（様式第3号）
- 誓約書（様式第4号）
- 業者見積書の写しなどの参考資料

2 申請（書類等の提出）

- (1) 受付期間 令和6年4月23日（火）～ 令和6年12月27日（金）必着
- (2) あて先 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県雇用労働政策課
（※「魅力的な職場づくりステップアップ支援事業費補助金交付申請書類在中」と記載願います。）

3 審査

- ・ 提出書類の記入もれ、必要書類の不足などがないか確認いたします。
- ・ 不備があった場合、担当者へ連絡します。内容によっては、書類の再提出や追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ・ 応募書類による書面審査を行い、当該申請に係る計画等が適正なものであると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定します。

4 結果の通知

結果は、申請されたすべての方に対し、書面審査終了後、随時、県から郵送で通知します。

5 事業実施

事業の実施期間は、交付決定の日から令和7年2月28日までです。事業実施に係る支払いも令和7年2月28日までに終える必要があります。

事業期間中に内容や経費に変更が生じた場合、あらかじめ申請し、承認を受ける等の必要がありますので、速やかに県の担当者にご連絡ください。

6 実績報告書の提出

(1) 提出書類

補助事業実績報告書（様式第11号）

事業実績書（様式第12号）

収支精算書（様式第13号）

事業実施に係る経費とその内容が分かる書類

※請求書等、事業実施に必要な経費が分かる資料を添付してください。

支払日が分かる書類

※領収書等、金額と支払日が分かる資料を添付してください。

実施した事業の内容が分かる資料

※改正した就業規則の写しや開催した研修会の資料及び写真など、事業実施内容が分かる資料を添付してください。

請求書（様式第14号）

振込先口座が確認できる通帳の写し等

※振込先口座の金融機関名、支店名、口座番号、名義人（カタカナ）が確認できるページのコピーを添付してください。

(2) 提出期限

補助事業の完了日から起算して15日以内または令和7年2月28日のいずれか早い日

7 補助金の支払い

実績報告書類に基づいて、事業が適切に実施されたか確認し、補助金の額を確定します。額の確定後、概ね2週間程度で指定の口座に振り込みます。

◆補助金に関するお問い合わせ先◆

秋田県 産業労働部 雇用労働政策課
電話番号：018-860-2334

（土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く。）